

整体協会 代議員選挙に関する規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規則は、公益社団法人整体協会（以下、「当協会」という。）定款第11条に基づき、代議員選挙の実施のために必要な事項について定める。

(選出区域)

第2条 選挙は、全国を次の区域に分けて行う。

- (1) 東日本地区：北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
- (2) 関東地区：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県
- (3) 東京地区：東京都
- (4) 中日本地区：静岡県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、愛知県、岐阜県、三重県
- (5) 西日本地区：滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県、岡山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、愛媛県
- (6) 九州地区：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

2 前項の区域は、会員名簿に登録された住所を基準とする。

(基準日)

第3条 代議員選挙の基準日は、選挙の行われる年の1月1日とする。

(選挙人等)

第4条 選挙権を行使することができる者（以下、「選挙人」という。）は、基準日現在会員名簿に登録されている成年たる普通会員とする。

2 被選任者となるべき者は、基準日現在会員名簿に登録されている者で、第12条の規定により候補者となった者とする。

(代議員定数)

第5条 代議員定数は、概ね基準日現在における普通会員総数500名あたり1名の割合で算出した員数を選出区域ごとの普通会員数に按分比例して割当て員数の合計を基礎とし、選挙区ごとの具体的な代議員定数は、選挙管理委員会が決定する。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の職務)

第6条 選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）は、次の事務を行う。

- (1) 代議員定数の決定
- (2) 選挙に関する公示
- (3) 立候補及び立候補の辞退の届出の受理
- (4) 候補者に関する公示
- (5) 投票および開票の管理
- (6) 投票結果及び当選者の公示
- (7) その他選挙事務に関し必要な事項

(委員の数及び委嘱)

第7条 委員は、会長が、理事会の議を経て、普通会员の中から選出区域毎に1名（合計6名）ずつ委嘱する。

- 2 当協会の役員及び代議員又はその候補者は、委員に就任することはできない。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、4年とする。ただし、後任者が委嘱されるまでは、なおその職務を行う。

- 2 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(委員の資格喪失)

第9条 委員が次の事由に該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 普通会员の資格を失ったとき
- (2) 代議員及びその候補者となったとき

(委員会の組織)

第10条 委員は委員会を組織し、委員長は委員の中から互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、事務を統括する。
- 3 委員長に事故あるときは委員会が委員長職務代行者を定めている場合を除き、委員の互選により定めた者が委員長の職務を行なう。
- 4 委員会の決議は、3分の2以上の委員が出席し、出席した委員の過半数により決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(選挙の公示及び選挙人名簿)

第11条 委員会は、選挙期日から30日前までに次の事項を定め、事務局に掲示し、協会ホームページに掲載しなければならない。

- (1) 選出区域ごとの代議員定数
- (2) 選挙期日及び投票の方法
- (3) 候補者の届出に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

- 2 委員会は、基準日現在における選挙人名簿を事務局に備え置かなければならない。

第3章 投票による選挙

(立候補の届け出及び辞退)

第12条 基準日における社員は、委員会が別に定める日までに、委員会が定める立候補届出書を委員長に届出ることにより、代議員に立候補することができる。

2 前項により立候補するには、立候補しようとする選出区域内の社員10名以上の推薦がなければならない。

3 候補者であることを辞退する場合は、委員会が別に定める日までに到着するように、候補者本人の自署による立候補辞退届を委員長に提出しなければならない。

(候補者の公示)

第13条 委員会は、委員会が別に定める日までに、候補者名簿を協会ホームページに公示し、事務局に備え置かなければならない。

2 候補者が所信表明書を提出したときは、委員会は、これを候補者名簿とともに協会ホームページに公示し、事務局に備え置くものとする。

(選挙期日)

第14条 選挙期日は、委員会が別に定める日とする。

(投票)

第15条 選挙人は、自己の所属する選出区域の候補者1名を選び、その氏名を、予め委員会が定めた投票用紙に自ら記載して、これを委員会宛に投票期日までに到着するように送付しなければならない。

2 投票は、無記名とする。

(開票)

第16条 委員会は、選挙の公正性を確保するため、選挙期日までに、会員の中より開票立会人若干名を指名する。

2 開票は、委員会が開票立会人のもと、選挙終了後直ちに行わなければならない。

(投票の効力)

第17条 投票の効力は、委員会が開票立会人の意見を聞きこれを決定しなければならない。

(当選人の決定)

第18条 当選人の決定にあたっては、選出区域毎の定数に応じ、有効投票数の多いものから順次当選人とする。

2 投票が同数の場合は、委員会において開票立会人のもとで委員長が抽選を行い、当選

人を定める。

- 3 候補者数が代議員定数を超えない地区においては、投票を行うことなく候補者を当選人とする。ただし、欠員は補充しない。
- 4 当選人が決定したときは、委員会は当選人に当選の旨を通知し、速やかに協会ホームページに選挙結果を公示しなければならない。

(異議の申し立て)

第19条 選挙の効力に関して異議のある選挙人又は候補者は、選挙結果発表日より14日以内に、文書で委員会に対して異議を申し立てることができる。

(再選挙)

第20条 選挙に関して不正行為があった場合は、委員会がこれを調査し、理事会にこれを報告するものとする。

- 2 前項の不法行為が当該地区の選挙の結果に影響する重大な手続違反行為である場合には、理事会が審議の上選挙の無効を決定する。
- 3 選挙が無効となった場合は、当該地区において再選挙を行う。

(補欠選挙)

第21条 代議員数の減少等により理事会が特に必要と認めた場合には、補欠選挙を実施しなければならない。

- 2 前項の補欠選挙は本選挙に準ずることとする。

第4章 補 足

(疑義等の処理)

第22条 本規則の適用について疑義が生じた場合、または定めのない事項については、委員会の決するところによる。

(規則の改廃)

第23条 本規則の改正または廃止は、理事会決議により行なう。

附 則

1. この規則は、令和8年9月10日から施行する。
2. この規則施行の際に、現に選挙管理委員である者は、その任期中は、この規則に基づく委員とみなす。
3. この規則の施行により、「代議員選挙に関する内規」は廃止する。